

議案第27号

四條畷市産業振興ビジョン推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市産業振興ビジョン推進協議会条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月24日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

四條畷市産業振興基本条例において、本市産業における観光についての考え方を転換することに伴い、関連する部分において所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市産業振興ビジョン推進協議会条例の一部を改正する条例

四條畷市産業振興ビジョン推進協議会条例（平成24年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号を削り、第5号を第4号に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の際、現に委嘱されている委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。